

羽田地区防災街区整備地区計画に係る用語について

不燃化特区

地震火災により、大きな被害が想定される木造住宅密集地域の改善を目的に、東京都は「木造地域不燃化10年プロジェクト」を実施している。その中で、特に重点的・集中的に改善を図る地区を「不燃化特区」として、東京都と区が連携して「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進めている。

重点整備路線

羽田地区の中でも特に住宅が密集している羽田三・六丁目の消防活動困難区域の解消を目的に、幅員6mへ拡幅整備を行う下図の3路線をいう。この3路線は、区の「羽田の防災まちづくりの整備計画」の中で「重点整備路線」に位置付けられている。

今回の地区計画で定める地区防災道路1号～9号のうち、地区防災道路7号、8号、9号が重点整備路線に該当する。



図 重点整備路線の位置

延焼遮断帯

市街地火災・燃え広がりを防ぐとともに、災害時の避難路を確保する機能を果たす道路、河川、公園等をいう。羽田地区では、東京都の「防災都市づくり推進計画」において、①産業道路、②環状8号線、③首都高速道路が延焼遮断帯に位置付けられている。

附属建築物

用途上不可分の関係にあり、主たる建築物に附属する建築物をいう。駐車場の上屋、物置、機械室等を想定している。